

文化的資源活用滞在型観光促進事業業務委託に係る 企画提案公募要領

1 趣旨

山梨県では、県内各地域の文化・歴史的背景を活かした文化的資源について、祭りなどの文化資源の特徴を捉えた短時間の動画及びファムトリップによる体験を国内外に広く発信するプロモーションを実施するにあたり、企画提案公募により業務委託の候補とする事業者を募集します。

本業務は、「やまなし地域プロモーション戦略」に基づき、広く国内外の人々を対象として、プロモーションにより本県に関心を持った多くの人々が、祭りなどの文化的資源を目的に来訪し県内各地域に滞在することを目的としています。

2 企画提案を求める業務の概要

(1) 委託業務の名称

文化的資源活用滞在型観光促進事業業務委託

(2) 委託業務の内容

別紙「文化的資源活用滞在型観光促進事業業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおり。

(3) 予算上限額

本業務に係る経費の想定額 金 12,414,600円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 1,128,600円）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものです。

(4) 業務委託期間

委託契約締結日を始期とし、令和9年2月26日（金）を終期とします。

(5) 事業の流れ

ア 委託業務内容詳細の協議

契約締結後、応募を受けた企画提案をもとに、業務実施の詳細、具体的な実施スケジュールなどについて両方で協議し決定します。

イ 委託業務の実施

契約後遅滞なく、本件企画提案公募で採択された企画提案書、業務仕様書、上記「ア」の協議結果を踏まえて委託業務を開始してください。

ウ 実施報告

事業の実施結果を報告書にまとめ、県に提出してください。

3 応募資格

- ・ 本件業務に類似する業務の経験や専門知識を有していること。
- ・ 本件業務が効果的に実施できる体制が整えられていること。
- ・ 本件業務の実施に支障が無い経営状況にあること。
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に定める者に該当しないこと。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ・ 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」及び「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」による指名停止措置期間中の者でないこと。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- ・ 都道府県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

※ 上記の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合は、応募を認めないことがあります。

4 日程

- | | |
|-----------------|----------------|
| ・ 令和8年5月 1日（金） | 募集開始 |
| 5月19日（火）17:00 | 参加申込書提出期限 |
| 5月19日（火）17:00 | 質問受付期限 |
| 6月 1日（月）17:00 | 企画提案書提出期限 |
| 6月 9日（火）以降 時間未定 | 企画提案審査 |
| 6月10日（水）以降（予定） | 採択通知・契約締結・事業着手 |
| ・ 令和9年2月26日（金） | 事業完了 |

5 企画提案の応募に関する書類提出等

(1) 担当部署（書類提出先・質問受付）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁別館2階）

観光文化・スポーツ部 観光地経営支援グループ

電話 055-223-1573

電子メールアドレス kankou-ke@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 参加申込書類の提出と参加資格審査

ア 参加申込書類

本件企画提案募集に応募する者は、参加資格を審査するため、次の書類を提出してください（各1部）。

- ・ 参加申込書（様式1）
- ・ 誓約書、役員名簿（様式2-1・2-2）
- ・ 資本関係・人的関係等に関する調書（様式2-3）
- ・ 財務諸表（直近2期分）
- ※ 損益計算書、貸借対照表、附属明細表
- ・ 履歴事項全部証明書【写し可】（書類受付日から3か月以内に発行されたもの）
- ・ 会社概要が把握可能な書類（会社パンフレットなど）
- ・ 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類
- ※ 都道府県税の納税証明書（県税に未納がない旨の証明書）
- ・ 国税の納税証明書（その3の3）

※ 課税対象となる事業所等を複数有する場合には、本社と、本業務を遂行する事業所等にかかる証明書を提出してください（本社において業務を遂行する場合には本社のみ）。ただし、山梨県内に課税対象となる事業所等を有する場合には、業務の遂行如何に関わらず、当該事業所等にかかる証明書の提出を必須とします。

イ 参加申込書類の提出期限・提出方法

- ・ 提出期限 令和8年5月19日（火）17:00必着
- ・ 提出方法 郵送又は持参
- ※ 持参の場合の受付は、土日・祝日を除く9:00から17:00（うち12:00から13:00は除く）とします。

ウ 参加資格審査

- ・ 参加申込書類により審査を行います（書面審査）。
- ・ 審査の結果は、各参加申込者に連絡いたします。

(3) 企画提案に関する質問の受付

本件に関する質問は、質問書（様式3）により受け付けます。

- ・ 受付期限 令和8年5月19日（火）17:00必着
- ・ 質問方法 電子メール
- ※ 電子メールの件名には「文化的資源活用観光促進業務企画提案質問」と記してください。
- ・ 回答方法 受け付けた質問とそれに対する回答は、原則として参加資格審査により選定された全ての企画提案者に対し、電子メールにより

送付します。

回答は令和8年5月19日（火）以降に行います。

- ・ その他 電話や口頭での質問には応じません。また、本企画提案に関係のない質問や、本企画提案に公平性を保てないと判断した場合の質問などは、一切受け付けることができません。

（４）企画提案書類の提出

ア 企画提案書類

本業務に企画提案をする者は、次の書類を提出してください（各1部）。

提案する企画は、「やまなし地域プロモーション戦略」*及びその実施方針を踏まえた内容としてください。

※ 山梨県ホームページ（次のアドレス）に掲載

<https://www.pref.yamanashi.jp/kankou-k/local-promotion-plan202103.html>

- ・ 企画提案書（様式4・様式4-1）
- ・ 見積書（任意様式・積算内訳を記載）

イ 企画提案書類作成上の注意点

- ・ 企画提案審査は審査委員が企画提案者を特定できない方法で運営します。
このため、企画提案書の様式4-1において、企画提案者の名称やロゴマーク等、企画提案者が特定できる情報を記載するのは表紙のみとし、その他の部分には一切記入しないでください。
- ・ 企画提案書の様式に記載された留意点と必須記載項目を厳守のうえ、作成してください。
- ・ 「2業務実施内容」では、対象とするコンテンツや実施方針、考え方を説明してください。ただし、業務仕様書で示す「4（1）プロモーション動画の企画・制作」については具体的に制作する動画のイメージ（企画案）も説明してください。
なお、受託事業者に選定された場合でも、今回提出いただいた企画案の採用を約束するものではありません。企画提案書の内容をもとに、県と協議した上で事業を実施するものとします。
- ・ 上記企画案や過去の実績（実際に作成した動画等）を説明するため、企画提案書にURLやQRコード等を記載し、動画コンテンツを掲載することも可能とします。ただし、掲載する動画コンテンツの合計で10分程度を限度とし、二次審査のプレゼンテーションで動画を使用する際にはその再生時間も制限時間を含むものとします。
- ・ 企画提案に当たっては評価指標を示してください（業務仕様書「4」に対応）。この指標は企画提案の内容に応じて、プロモーションの取り組み毎、又は、複数の取り組みにより得られる成果として、実現可能なもので、かつ、業務の目的に

照らして適切な基準とし、企画提案書に記載してください。

- ・ 見積書は企画提案者名や住所などが記載された一般的な内容としてください（名称や住所など、企画提案者が特定できる情報を隠したうえで審査委員に配付します）。
- ・ 見積書には、業務仕様書「4」の項目を踏まえてそれぞれの経費明細をご記載ください。

ウ 企画提案書類の提出期限・提出方法

- ・ 提出期限 令和8年6月1日（月）17:00必着
- ・ 提出方法 郵送又は持参
 - ※ 持参の場合の受付は、土日・祝日を除く9:00から17:00とします。
 - ※ 郵送の場合、到達したことを「9」の問い合わせ先へ電話にて確認してください。
 - ※ あわせて、企画提案書（様式4・様式4-1）、見積書の電子データを提出してください。提出方法は企画提案者に別途お知らせします（ただし、郵送または持参による押印原本の受領を正式な受付とします）。
 - ※ 提出先は「5（1）」のとおりです。

エ 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合は、企画提案は無効とします。

- ・ この要領に定める手続きに適合しない場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合

オ 企画提案書の提出辞退

参加申込書類提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、「辞退届出書（様式5）」を「5（1）」の提出場所へ提出してください。なお、企画提案の辞退は自由であり、当該辞退による不利益な取り扱いはしません。

(5) 選定方法等（企画提案審査）

- ・ 別紙「文化的資源活用滞在型観光促進事業業務に係る企画提案選定の手順及び審査の基準（企画提案審査）」のとおりとします。
- ・ 企画提案審査は、提出のあった企画提案書と見積書をもとに、書面審査による一次審査、及び、一次審査通過者を対象とした短時間のプレゼンテーションと質疑応答による二次審査により行います（6月9日（火）以降の日を予定）。
- ・ ただし、企画提案者が少数の場合には、一次審査を省略することがあります。
- ・ 企画提案審査は、企業ノウハウの流出防止及び委託候補者選定の公正性確保のため非公開とします。
- ・ 企画提案審査の実施詳細は企画提案者に別途お知らせします。

6 選定結果の通知・公表

- ・ 選定如何に関わらず、企画提案者にはそれぞれの審査結果を個別に通知します。
- ・ 企画提案審査における選定結果をもとに、県が委託候補者を決定し、当該事業者との契約手続きを行います。
- ・ 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行います。
- ・ 選定結果と契約内容は、契約締結後、山梨県のホームページで公表します。
※ ホームページでの公表の内容は、評価基準、配点及び各企画提案者の評価基準毎の得点と総合点、契約者の名称、契約締結年月日、契約金額等です。ただし、契約者以外の企画提案者の名称は公表いたしません。

7 契約に関する事項

- ・ 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとします。
- ・ 山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2に該当した場合、契約保証金は免除します。
- ・ 企画提案書に記載された事項は、契約後においては、業務仕様書と併せ、本件契約の仕様書として扱うものとします。ただし、業務の目的のために修正すべき事項がある場合には、内容を追加、変更又は削除するものとします。

8 その他

- (1) 企画提案及び契約手続き、並びに、業務実施における山梨県との間で使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 提出書類の取り扱い
 - ・ 提案者が山梨県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属します（契約後に仕様書として扱うものを除く）。
 - ・ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとします。
 - ・ 提出書類は返却しません。
- (3) 企画提案応募に関する費用負担
 - ・ 提案者が本企画提案応募に要した一切の費用については、すべて提案者自身が負担してください。
 - ・ 契約を締結するまでの間、本要領に定めた条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがあります。なお、手続きの停止又は契約を解除

した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとします。

(4) 説明会

企画提案に関する説明会は行いません。

(5) 山梨県との連絡・調整

選定された場合には、県の担当職員と密接な連絡・調整を行いながら委託業務を進めることとします。

9 本件に関する問い合わせ先

観光文化・スポーツ部 観光地経営支援グループ

住所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁別館2階）

電話 055-223-1573

電子メールアドレス kankou-ke@pref.yamanashi.lg.jp